消費税の軽減税率制度導入に伴う申告手続きについて

山田＆司馬税理士事務所　税理士　司馬 えんに

令和元年１０月１日から、消費税及び地方消費税（以下、併せて「消費税」という。）の標準税率が8%から10%に引き上げられたと同時に、消費税の軽減税率制度が実施された。これから新制度導入後の初めての消費税申告を迎えることになる。そのため、本稿では、まず、軽減税率制度について概説し、消費税申告書を作成するための備え、手順を紹介したい。

Ⅰ．消費税の軽減税率制度の概要

標記の軽減税率制度は、消費税の標準税率は10%であるが、例外として①飲食料品（酒類・外食を除く）、②週 2 回以上発行される新聞（定期購読契約が締結された）を対象に、税率を８％とする制度である。

軽減税率の対象品目の範囲は、次のようになる。

１）飲食料品の範囲等

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品、具体的には、人の飲用または食用のために販売される次のものをいう（酒類を除く）。

①野菜や米穀、果物などの農産物、食肉や卵などの畜産物、魚、海藻などの水産物。

②調味料、飲料、麺類・パン類、お菓子などの製造・加工された食品。

③添加物（食品衛生法に規定するもの）。

④税抜価額が１万円以下、食品の価額が全体の価額 2/3 以上の一体資産（食品と食品以外のものがあらかじめセットされているもの）。

しかし、次の外食やケータリング等は、例示の対象品目には含まれない。

①外食：レストランなどのような、テーブル・椅子などの飲食に供される設備がある場所で、飲食料品を提供する役務。

②ケータリング：相手方が指定した場所で、調理、加熱等の役務を伴う飲食料品の提供、他方、「出前」、「宅配」は、調理等の役務を伴わないので、対象となる。

２）「酒類」、「医薬品・医薬部外品等」

酒税法に規定する「酒類」は、対象となる「食品」から除かれている。このため、食品の製造原料として「酒類」を販売する場合であっても対象とならない。

また、「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」によって規定され、食品表示法上の「食品」から除かれている、これらの販売は、対象とならない。

さらに、いわゆる栄養ドリンクのうち、「医薬品」や「医薬部外品」に当たらないものは、「食品」となるので、その販売は対象となる。

上記に述べた飲食料品の範囲を図で示すと次のようなイメージとなる。

図１　飲食料品の範囲

（※出典：国税庁パンフレット「消費税軽減税率制度の手引き（令和元年８月版）」）

３）新聞の範囲

新聞とは、例えば、「○○新聞」、「日刊○○」などの題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週２回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものである。したがって、駅またはコンビニエンスストア等の新聞の販売は対象ではない。

インターネットを通じて配信する電子版の新聞は、電気通信回線を介して行われる役務の提供であり、新聞の譲渡に当たらないので、対象ではない。

２．軽減税率実施後の変更点

（１）令和元年１０月１日からの消費税の税率

令和元年 10 月 1 日以降、消費税の税率は、以下のとおり、軽減税率（８％）と標準税率（10%）の複数税率となる。

適用時期 区分	令和元年９月３０日まで （以下「旧税率」という）	令和元年１０月１日から	
		軽減税率	標準税率
消 費 税 率	6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税率	1.7% （消費税額の 17/63）	1.76% （消費税額の22/78）	2.2% （消費税額の 22/78）
合　　計	8.0%	8.0%	10.0%

（２）帳簿及び請求書等の記載と保存の変更点（令和元年 10 月 1 日～同 5 年 9 月 30 日）

標記の期間における、仕入税額控除の適用受けるための要件は、以前の請求書等保存方式から、区分記載請求書等保存方式に、令和 5 年 10 月 1 日からは 適格請求書等保存方式となる。

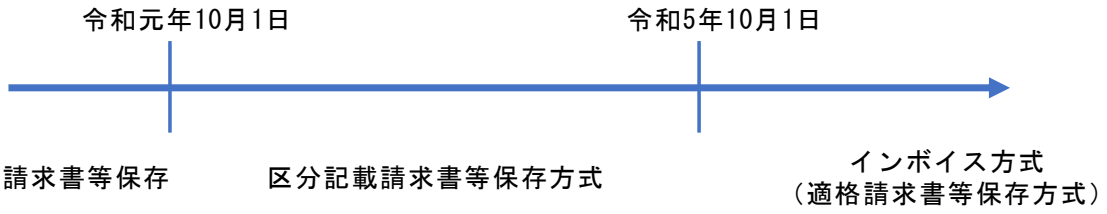

区分記載請求書等保存方式で、仕入税額控除の適用を受けるには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が要件とされている。すなわち、軽減税率の対象品目の売上げや仕入れ（経費）がある事業者は、これまでの記載事項に加えて、税率ごとの区分を追加した請求書等（区分記載請求書等）の発行や記帳などの経理（区分経理）を行う必要がある。

◆≪請求書等保存方式と区分記載請求書等保存方式の比較≫

	令和元年 9 月 30 日まで ＜請求書等保存方式＞	令和元年 10 月 1 日～同 5 年 9 月 30 日まで ＜区分記載請求書等保存方式＞
帳簿への記載事項	①課税仕入れの相手の氏名・名称 ②取引年月日 ③取引の内容 ④取引の金額	左記の記載事項に１つ項目追加 ⑤軽減税率対象品目である旨
請求書等への記載	①請求書発行者の氏名・名称 ②取引年月日	左記の記載事項に１つ項目追加 ⑥軽減税率対象品目である旨

事項	③取引の内容 ④取引の金額 ⑤請求書受領者の氏名・名称	⑦税率ごとに合計した税込金額

◆ 帳簿及び請求書の記載例は、次の図のようになる。

図２　帳簿及び請求書の記載イメージ

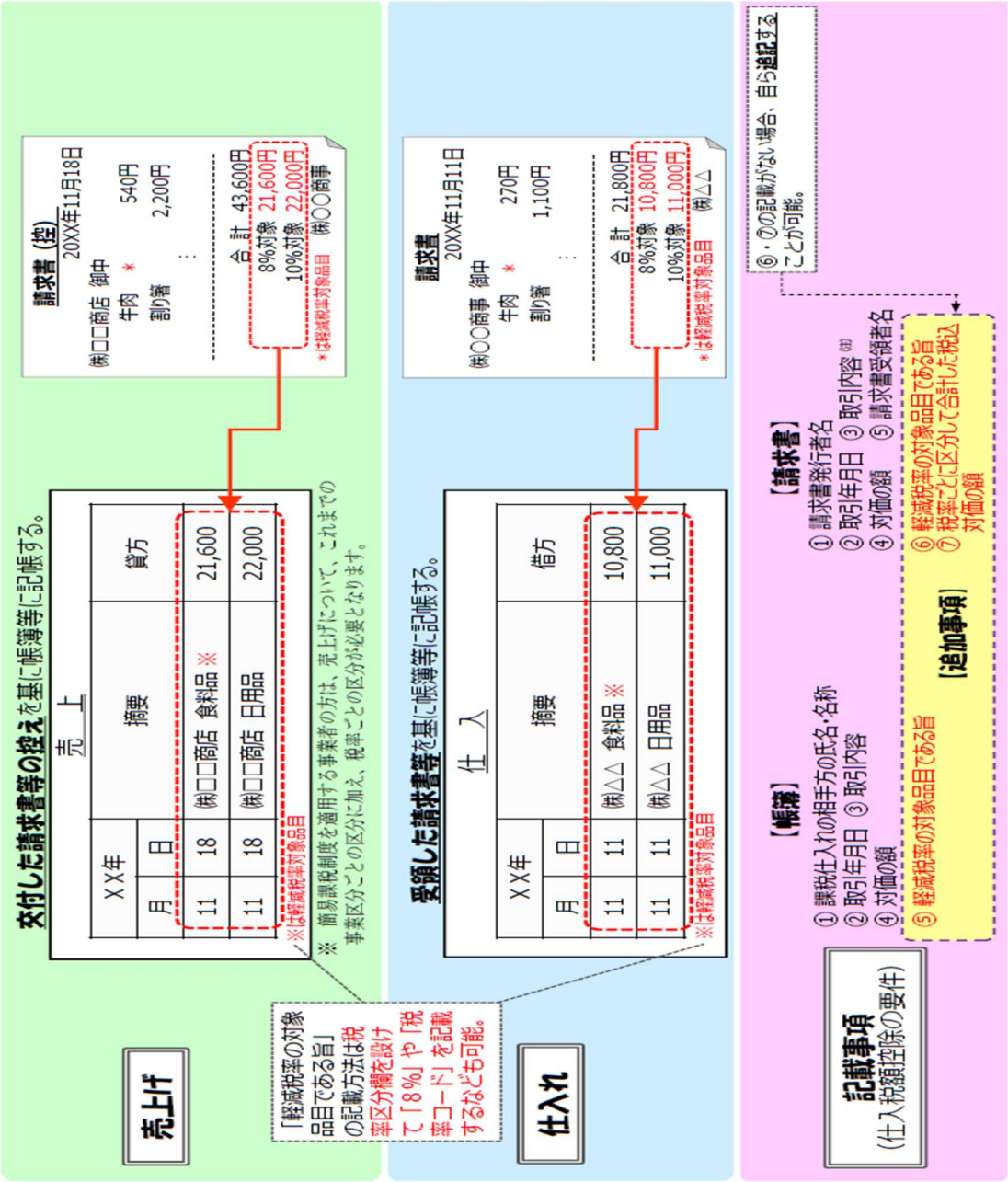

（※出典：国税庁パンフレット「消費税の軽減税率制度に対応した経理・申告ガイド」）

Ⅱ　消費税の申告手続き（一般課税）

上記のように、消費税の軽減税率は、税率引上げ前と同じ８％であるが、消費税率（6.3%→6.24%）と地方消費税率（1.7%→1.76%）の割合が異なる。

したがって、軽減税率制度の下での消費税申告書の作成に当たっては、取引を税率の異なるごとに区分して記帳（区分経理）した帳簿等に基づき消費税額を計算することとなるので、区分経理を適切に行うことが重要である。

消費税申告の作成までの作業の流れは、次のようなイメージとなる。

◆消費税申告書作成までのイメージ

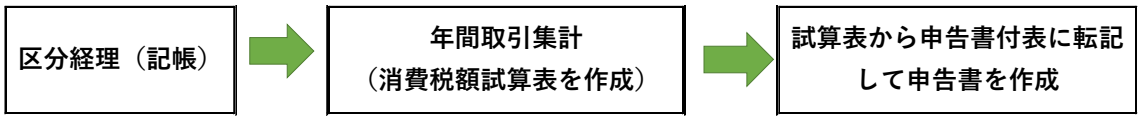

ステップ１　区分経理（区分記載請求書等の保存方式）で日々の取引を記帳する。

日々の取引を税率ごとに区分して、帳簿に記載する。

帳簿及び請求書の記載のイメージは前掲図２を参照してください。

ステップ２　決算処理で年間取引を集計した消費税額試算表を作成する。

決算を行い、決算書類（損益計算書、貸借対照表等）を作成する。しかし、損益計算書に記載の決算額は税率ごとに区分していないため、決算書からは直接に消費税申告書を作成することはできず、区分経理した帳簿を基に、下記の消費税額試算表または集計表を作成する必要がある。多くの会計ソフトでは、このような試算表が仕訳入力により自動で作成されるが、決算時に、この書類に誤りがないかをチェックすることが重要である。

この表の項目がどのような意味を有するかを下記の図で確認する。

消 費 税 額 試 算 表

【課税方式：原則課税

株式会社　Ａ社　　税込　自 平成 31年 4月 1日　至 令和 2年 3月31日

科目名称	損益計算書	対象外取引	非課税取引	課税取引（税込み）
売上高　8%	31,000,000			31,000,000
売上高　10%	5,501,700		1,700	5,500,000
売上高　軽8%	4,500,000			4,500,000
[売　上　高	**41,001,700**		**1,700**	**41,000,000**
[小　計	**41,001,700**		**1,700**	**41,000,000**
（うち　８％）	31,000,000			31,000,000
（うち　10%）	5,500,000			5,500,000
（うち軽８％）	4,500,000			4,500,000
[売上合計　]	**41,001,700**		**1,700**	**41,000,000**
仕入高　8%	26,500,000			26,500,000
仕入高　10%	5,000,000			5,000,000
仕入高　軽8%	4,000,000			4,000,000
[売上原価]	**35,500,000**			**35,500,000**
給料手当	2,000,000	2,000,000		
旅費交通費	54,000			54,000
旅費交通費　8%	105,000			105,000
交際費	125,000	90,000		35,000
交際費　軽8%	80,000			80,000
交際費　8%	60,000			60,000
租税公課	130,000	130,000		
賃借料	580,000		250,000	330,000
賃借料　8%	350,000			350,000
[販売一般管理費	**3,484,000**	**2,220,000**	**250,000**	**1,014,000**
[小　計	**38,984,000**	**2,220,000**	**250,000**	**36,514,000**
（うち　８％）	27,015,000			27,015,000
（うち　10%）	5,419,000			5,419,000
（うち軽８％）	4,080,000			4,080,000
[仕　入　合　計	**38,984,000**	**2,220,000**	**250,000**	**36,514,000**

決算書の額と一致する。

各勘定科目の課税区分別・税率区分別のの内訳、誤りあるかないかをか確認する。

付表２-１、付表２-２の課税売上額（税抜き）の計算へ

付表２-１、付表２-２の課税仕入額の計算へ

ステップ３　消費税額試算表から申告書付表に転記し、申告書を作成する。

（1）課税標準額・消費税額の計算

ステップ２で作成した消費税額試算表の売上項目から、付表 1-2、付表 1-1 の旧税率分、軽減税率分、標準税率分の課税標準額を計算し、転記する。

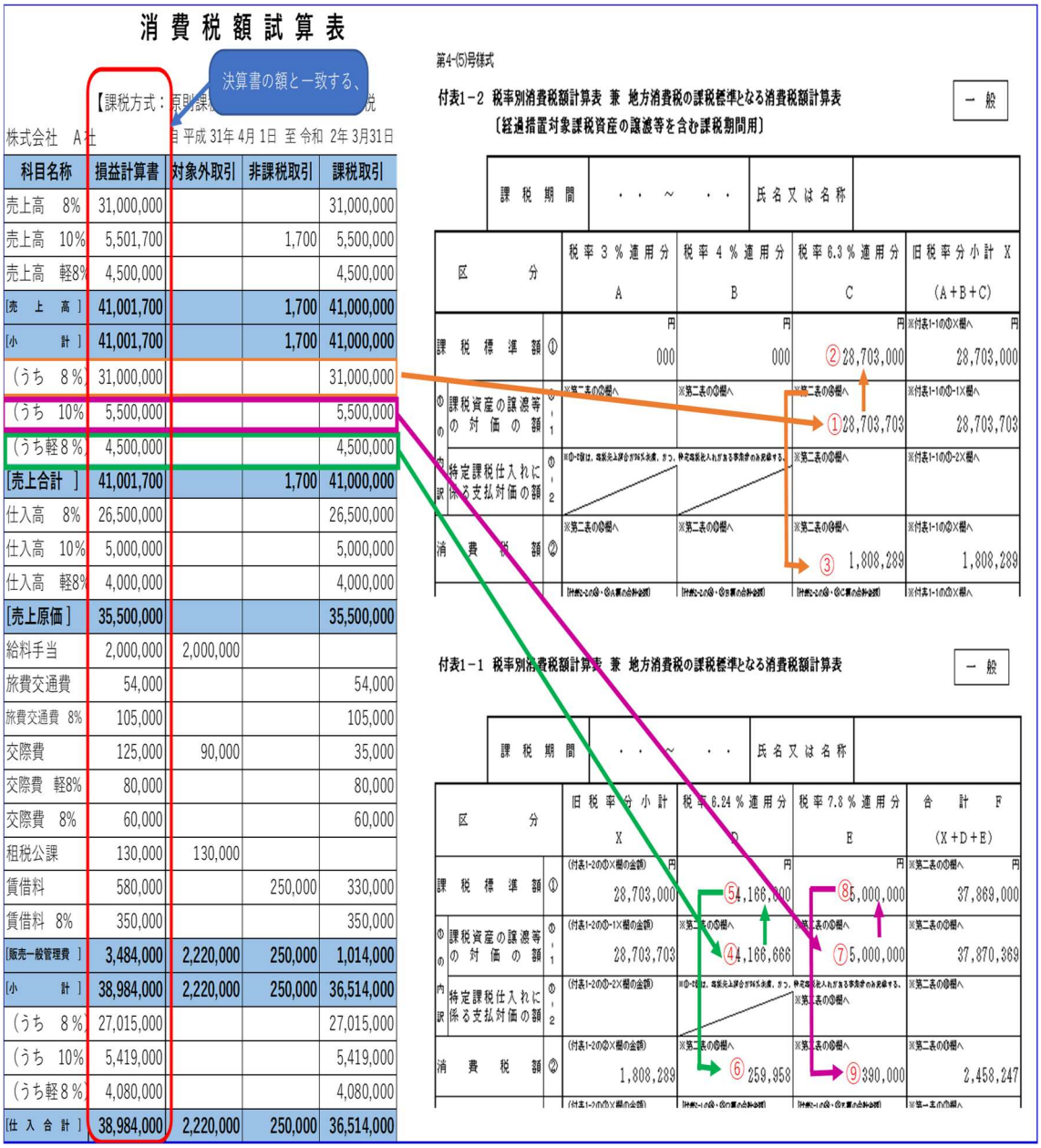

消費税額試算表

決算書の額と一致する、

【課税方式：原則課

株式会社　A社　　自 平成 31年 4月 1日 至 令和 2年 3月31日

科目名称	損益計算書	対象外取引	非課税取引	課税取引
売上高　8%	31,000,000			31,000,000
売上高　10%	5,501,700		1,700	5,500,000
売上高　軽8%	4,500,000			4,500,000
[売　上　高]	41,001,700		1,700	41,000,000
[小　　計]	41,001,700		1,700	41,000,000
（うち　8%）	31,000,000			31,000,000
（うち　10%）	5,500,000			5,500,000
（うち軽8%）	4,500,000			4,500,000
[売上合計　]	41,001,700		1,700	41,000,000
仕入高　8%	26,500,000			26,500,000
仕入高　10%	5,000,000			5,000,000
仕入高　軽8%	4,000,000			4,000,000
[売上原価]	35,500,000			35,500,000
給料手当	2,000,000	2,000,000		
旅費交通費	54,000			54,000
旅費交通費　8%	105,000			105,000
交際費	125,000	90,000		35,000
交際費　軽8%	80,000			80,000
交際費　8%	60,000			60,000
租税公課	130,000	130,000		
賃借料	580,000		250,000	330,000
賃借料　8%	350,000			350,000
[販売一般管理費]	3,484,000	2,220,000	250,000	1,014,000
[小　　計]	38,984,000	2,220,000	250,000	36,514,000
（うち　8%）	27,015,000			27,015,000
（うち　10%）	5,419,000			5,419,000
（うち軽8%）	4,080,000			4,080,000
[仕 入 合 計]	38,984,000	2,220,000	250,000	36,514,000

第4-(5)号様式

付表1－2　税率別消費税額計算表　兼　地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一　般

課税期間	・・ ～ ・・	氏名又は名称	

区分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
課税標準額	①	円 000	円 000	円 ②28,703,000	※付表1-1の①×欄へ 円 28,703,000
の内訳 課税資産の譲渡等の対価の額	①-1	※第二表の⑩欄へ	※第二表の⑩欄へ	※第二表の⑩欄へ ①28,703,703	※付表1-1の①-1X欄へ 28,703,703
特定課税仕入れに係る支払対価の額	①-2	※①-②は、端数処理分が4%未満、かつ、仕入税額控除を行う事業者のみ記載する。		※第二表の⑩欄へ	※付表1-1の①-2X欄へ
消費税額	②	※第二表の⑩欄へ	※第二表の⑩欄へ	※第二表の⑩欄へ ③ 1,808,289	※付表1-1の②×欄へ 1,808,289
		[付表2-2の②・③A欄の合計金額]	[付表2-2の②・③B欄の合計金額]	[付表2-2の②・③C欄の合計金額]	※付表1-1の②X欄へ

付表1－1　税率別消費税額計算表　兼　地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一　般

課税期間	・・ ～ ・・	氏名又は名称	

区分		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税標準額	①	(付表1-2の①X欄の金額) 円 28,703,000	円 ⑤4,166,000	円 ⑧5,000,000	※第二表の⑩欄へ 円 37,869,000
の内訳 課税資産の譲渡等の対価の額	①-1	(付表1-2の①-1X欄の金額) 28,703,703	※第二表の⑩欄へ ④4,166,666	※第二表の⑩欄へ ⑦5,000,000	※第二表の⑩欄へ 37,870,369
特定課税仕入れに係る支払対価の額	①-2	(付表1-2の①-2X欄の金額)	※①-②は、端数処理分が4%未満、かつ、仕入税額控除を行う事業者のみ記載する。	※第二表の⑩欄へ	※第二表の⑩欄へ
消費税額	②	(付表1-2の②×欄の金額) 1,808,289	※第二表の⑩欄へ ⑥259,958	※第二表の⑩欄へ ⑨390,000	※第二表の⑩欄へ 2,458,247
		(付表1-2の②X欄の金額)	[付表2-2の②・③D欄の合計金額]	[付表2-2の②・③E欄の合計金額]	※第二表の⑩欄へ

＜旧税率 6.3%適用分　＞

①　31,000,000×100/108＝28,703,703

②　28,703,703（①）→千円未満切捨て　28,703,000

③　消費税額計算　28,703,000（②）×6.3%＝1,808,289

＜軽減税率（6.24%）分＞

④　4,500,000×100/108＝4,166,666

⑤　4,166,666（④）→　千円未満切り捨て　4,166,000

⑥　4,166,000×6.24%＝259,958

＜標準税率分（7.8%）分＞

⑦　5,500,000×100/110＝5,000,000

⑧　5,000,000（⑦）→　千円未満切捨て　5,000,000

⑨　5,000,000×7.8％＝390,000

(2)課税売上割合の計算

上記(1)で作成した付表１･２、１－１の「課税資産の譲渡等の対価の額①－１」と、ステップ１の消費税額試算表の「非課税売上」の金額を基に、課税売上割合を計算する。

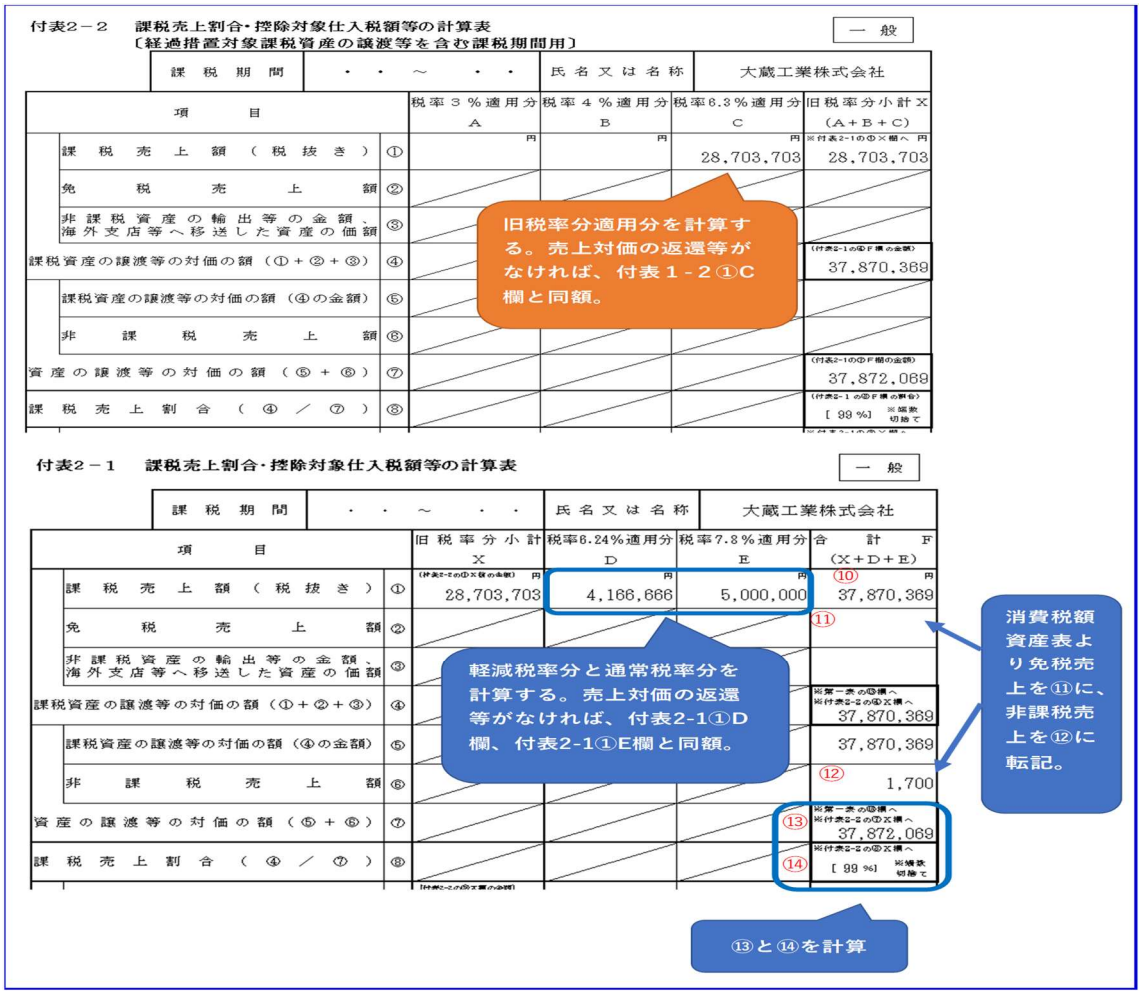

まず､付表１－２の①を付表２－２のＣ欄に､付表１－１の④と⑦を付表２－１のＤ欄、Ｅ欄に転記する。

⑩　28,703,703（付表２－2①X 欄）+4,166,666（付表２－1①D 欄）+5,000,000（付表 2-1①E 欄）＝37,870,369

⑪　免税売上額がある場合は試算表から転記する。

⑫　非課税売上額 1,700 を試算表から転記する。

⑬　37,870,369＋1,700＝37,872,069

⑭　37,870,369／37,872,069＝99.99％←課税売上割合

（3）課税仕入等の税額の計算

ステップ 1 の消費税額試算表の仕入れ項目から税率ごとの課税仕入れ額を計算ずる。事例は税込み処理であるため、試算表の額はからそれぞれ、付表 2-1、2-2 に転記し、仕入れ税額を計算する。

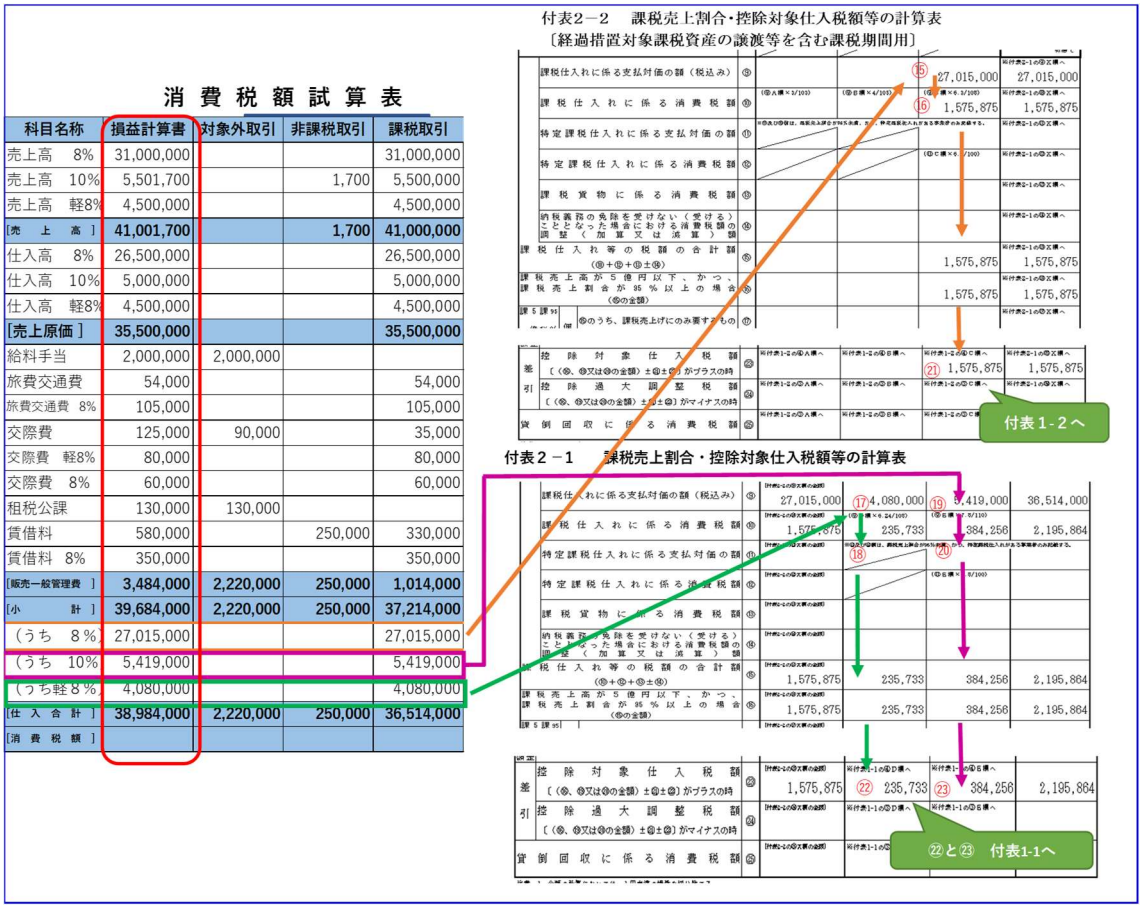

消費税額試算表

科目名称	損益計算書	対象外取引	非課税取引	課税取引
売上高　8%	31,000,000			31,000,000
売上高　10%	5,501,700		1,700	5,500,000
売上高　軽8%	4,500,000			4,500,000
[売　上　高]	41,001,700		1,700	41,000,000
仕入高　8%	26,500,000			26,500,000
仕入高　10%	5,000,000			5,000,000
仕入高　軽8%	4,500,000			4,500,000
[売上原価]	35,500,000			35,500,000
給料手当	2,000,000	2,000,000		
旅費交通費	54,000			54,000
旅費交通費　8%	105,000			105,000
交際費	125,000	90,000		35,000
交際費　軽8%	80,000			80,000
交際費　8%	60,000			60,000
租税公課	130,000	130,000		
賃借料	580,000		250,000	330,000
賃借料　8%	350,000			350,000
[販売一般管理費]	3,484,000	2,220,000	250,000	1,014,000
[小　計]	39,684,000	2,220,000	250,000	37,214,000
（うち　8%）	27,015,000			27,015,000
（うち　10%）	5,419,000			5,419,000
（うち軽8%）	4,080,000			4,080,000
[仕入合計]	38,984,000	2,220,000	250,000	36,514,000
[消費税額]				

＜旧税率分＞

⑮　27,015,000　→　この事例は税込み処理のため、消費税額試算表の額

⑯　27,015,000（⑮）×6.3%／108　＝1,575,875

＜軽減税率分＞

⑰　4,080,000　→この事例は税込み処理のため、消費税額試算表の額

⑱　4,080,000×6.24%／108　＝235,733

＜標準税率分＞

⑲　5,419,000　→この事例は税込み処理のため、消費税額試算表の額

⑳　5,419,000×7.8／108　＝384,256

この事例では、課税期間中の課税売上高が 5 億円以下で、かつ、課税売上割合が 95%以上のため、課税仕入れ等の税額の全額を控除する。⑯、⑱、⑳の金額はそのまま付表 2-1、2-2 の㉑、㉒、㉓に転記する。

（4）税額の計算

付表 2-1、2-2 から仕入れ税額を付表 1-2、1-1 に税率ごとに転記し、差引税額及び地方消費税額を計算する。

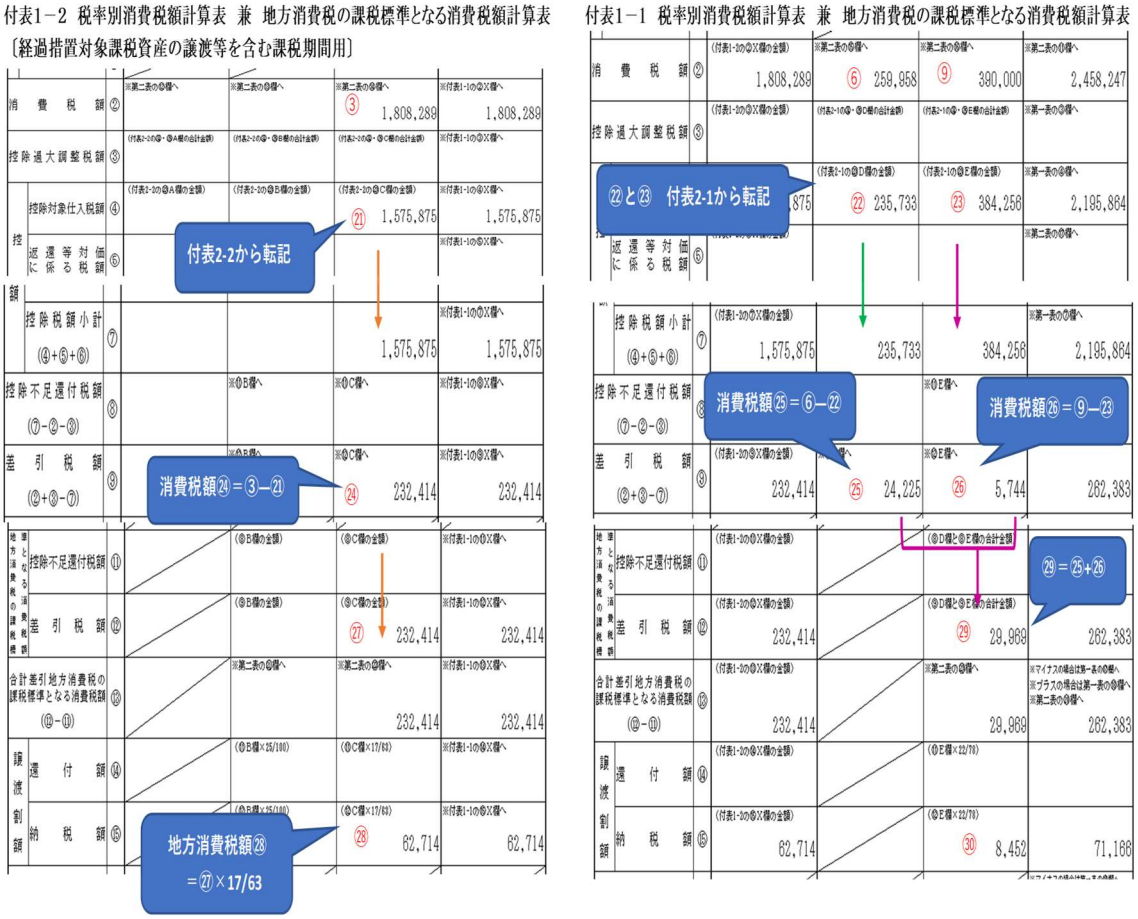

＜旧税率分＞

㉔　売上消費税額 1,808,289（③）－　控除対象仕入れ税額 1,575,875（㉑）＝232,414

㉘　地方消費税額　232,414（㉗）×17/63＝62,714

＜軽減税率分と標準税率分＞

㉕　軽減税率分

売上消費税額 259,958（⑥）－控除対象仕入れ税額 235,733（㉒）＝24,225

㉖　標準税率分

売上消費税額 390,000（⑨）－　控除対象仕入れ税額 384,256（㉓）＝5,744

地方消費税額

㉚　軽減税率分及び標準税率分の地方消費税額は、同じ税率（消費税額の 22/78）のため

24,255（㉕）＋　5,744（㉖）＝29,969（㉙）×22/78　＝8,452

（５）申告書（第１表・第２表）への転記

以上のステップで作成した 4 枚の付表 1-1、1-2、2-1、2-2 から申告書の第 1 表及び第 2 表に数字を転記し、申告書が完成される。

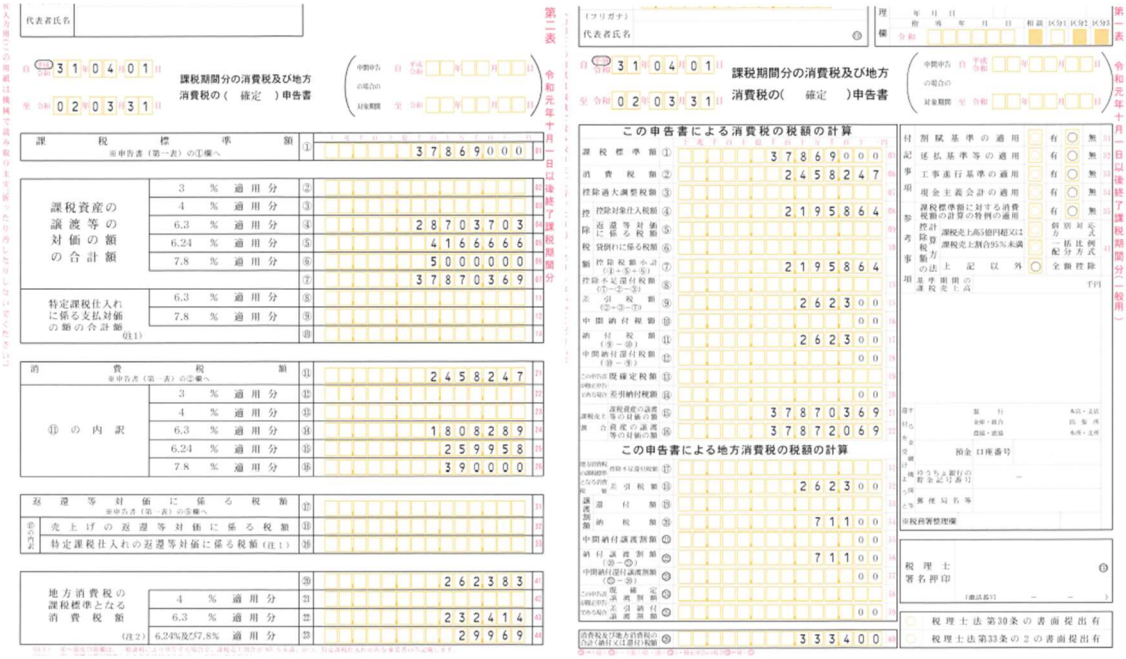

Ⅲ　中小事業者に対する特例

→基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下の中小事業者にのみ

前述したように、軽減税率制度の下では、原則として、日々の業務において、売上及び仕入について税率ごとに区分経理を行い、税率ごとに区分して税額を計算する。

しかし、区分経理の準備が整わないなど困難な事情がある事業者のうち、基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下の中小事業者に対して、次のような特例が設けられている。

１）売上税額の計算の特例の一覧

区分	①　課税仕入を税率ごとに管理できる卸・小売業の中小事業者	②　①の特例を適用する事業者以外の中小事業者	③　①及び②の割合の計算が困難な中小事業者
内容	軽減税率対象売上＝課税売上（税込み）×小売等軽減仕入割合	軽減税率対象売上＝課税売上（税込み）×軽減売上割合 **軽減売上割合** 分母のうち、軽減税率対象品目の課税売上（税込）の金額 通常の連続する10営業日の課税売上（税込）の金額	①及び②の計算の割合に代えて 50％を使用して売上税額を計算する。 （注）主に軽減税率対象品目を販売する中小事業者が対象。

	小売等軽減仕入割合 分母のうち、軽減税率対象品目の売上にのみ要するものの金額（税込） ――――― 卸・小売業に係る課税仕入（税込） （注）簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。		
適用期間	令和元年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日まで」の 4 年間である。		

2）仕入税額の計算の特例の一覧

区分	① 課税売上を税率のごとに管理できる卸・小売業の中小事業者	**② ①以外の中小事業者** 【簡易課税制度の届出の特例】
内容	**軽減税率課税仕入れ＝卸・小売業の課税仕入れ（税込み）×小売等軽減売上割合** **小売等軽減売上割合** 分母のうち、 軽減税率対象品目の課税売上（税込） ――――― 卸・小売業に係る課税売上（税込）	簡易課税制度を適用しようとする課税期間中に「簡易課税制度選択届出書」を提出すれば、同制度を適用することができる。 課税仕入税額 ＝課税売上消費税額×みなし仕入率
適用期間	令和元年10月1日から令和2年9月30日の属する課税期間の末日までの期間である。 （注）簡課税制８「度の適用受けない期間に限る。	令和元年10月1日から令和2年9月30日までの日の属する課税期間である。なお、簡易課税制度を選択した場合、事業の廃止を除き、2年間継続して適用する必要がある。

3）売上及び仕入の両方が区分経理することが困難な場合

中小事業者が課税売上げ及び課税仕入れ等のいずれも税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情がある場合は、売上税額の計算の特例と仕入税額の計算の特例を併用することができる。

併用できる計算の特例は、卸売業又は小売業によって異なり、その適用関係は次のとおりである。

（１）全ての中小事業者（卸・小売の特例を適用しない）

卸・小売業の特例（小売等軽減仕入割合の特例、小売等軽減売上割合の特例）を適用しないすべての中小事業者は、次の特例を併用することができる。

売上税額の計算特例	仕入税額の計算特例
軽減売上割合 50％とみなし計算（※主に軽減税率対象品目を販売する中小事業者）	簡易課税届出の特例

（２）卸売業・小売業

卸売業・小売業の中小事業者は、次の①から④のいずれかを選択して適用することができる。

	売上税額の計算特例	仕入税額の計算特例
①	軽減売上割合	小売等軽減売上割合　→左記の軽減売上割合を小売等軽減売上割合とみなして計算
②		簡易課税届出の特例
③	50％とみなし計算（※主に軽減税率対象品目を販売する中小事業者）	小売等軽減売上割合　→左記の軽減売上割合を小売等軽減売上割合とみなして計算
④		簡易課税届出の特例

Ⅳ　適格請求書等保存方式→インボイス制度（令和5年10月1日～）

１）概要

①令和5年10月1日から、「適格請求書等保存方式」いわゆるインボイス制度が導入される。

②適格請求書を発行できるのは、適格請求書発行事業者に限られる。

⇒適格請求書発行事業者は、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」（以下、「登録申請書」という。）を提出し、登録を行う必要がある。登録申請は、令和3年10月1日より開始し、原則として、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要がある

③　課税事業者でなければ、登録を受けることができない。

④　適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となる。

⇒　原則として、適格請求書発行事業者以外からの仕入は、仕入控除はできない

２）適格請求書及び適格簡易請求の記載事項

記載事項は、次のとおりである。

適格請求書	適格簡易請求書※
① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ② 取引年月日 ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨） ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率 ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに１回ずつ） ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ② 取引年月日 ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨） ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み） ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに１回ずつ）又は適用税率 ※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等が交付することができる。

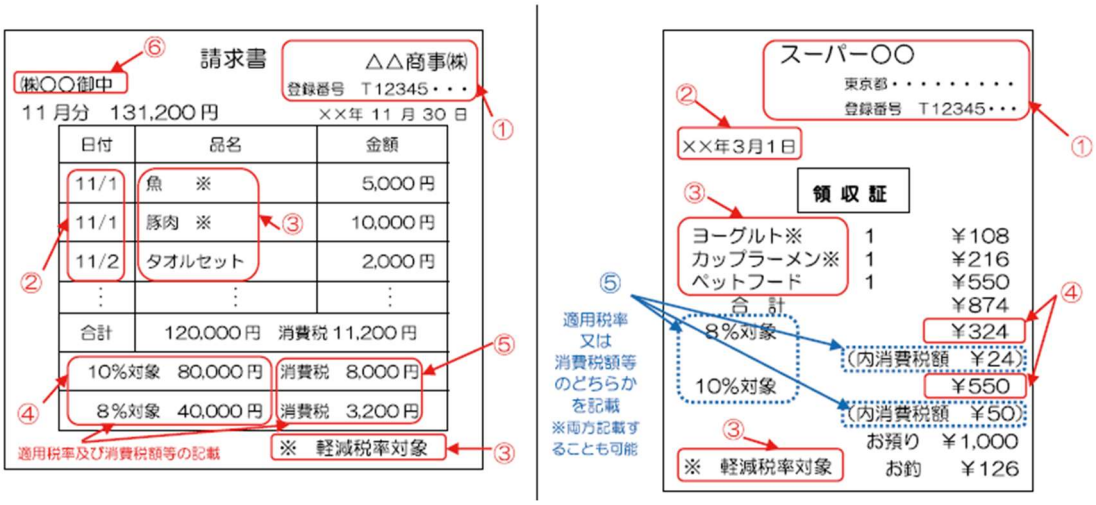

（※出典：国税庁パンフレット「消費税軽減税率制度の手引き（令和元年8月版）」）

３）留意点

適格請求書発行事業者の登録を受けている事業者において、翌課税期間の基準期間における課税売上高が1,000 万円以下となった場合でも、適格請求書発行事業者の登録を取り消さない限り、免税事業者にならないことに留意する必要がある。

Ⅴ　免税事者の対応

１）区分請求書等保存方式への対応等（令和元年10月１日～同5年9月30日まで）

免税事業者は、自身の消費税申告は必要ないため、消費税法の規定に沿った請求者等を作成しなくてもよいが、課税事業者を相手に取引を行う際に、相手側は区分経理する必要があることから、請求書等に「軽減税率対象品目である旨」等の記載のある区分記載請求書等の交付を求められることがある。

２）適格請求書等保存方式への対応（令和５年 10 月１日～）

免税事業者は、令和５年 10 月 １ 日以降、適格請求書発行事業者としての登録をしなければ、適格請求書を発行することができないため、課税事業者で取引相手側は仕入税額控除を行うことができない。

ただし、免税事業者からの課税仕入れに関して次の経過措置が設けられている。

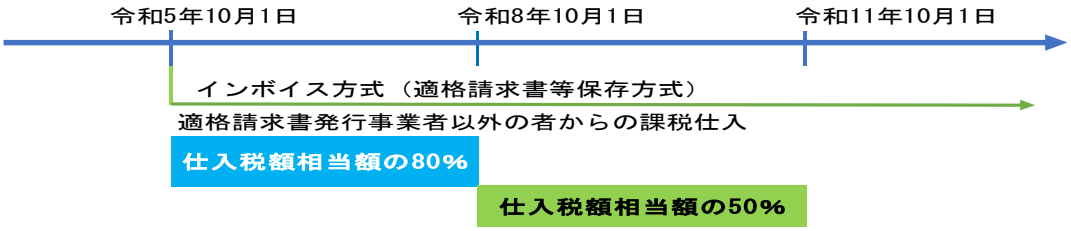

◆ 留意点

免税事業者が適格請求書発行事業者として登録するには、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者になる必要があり、前述したとおり、基準期間における課税売上高が1,000 万円以下となった場合でも、適格請求書発行事業者の登録を取り消さない限り、免税事業者にならない。多くの免税事業者にとって、負担が増えることとなるので、登録するか否かについて十分に検討を要することになる。

Ⅵ　おわりに

令和元年10月1日より、消費税の軽減税率制度が導入され、新制度の下の消費税の申告がこれから始まる。本稿で紹介した、一般課税の申告書の作成手順、課税売上高5,000万円以下の中小事業者の特例等が、皆様の経理処理・申告時の一助となれば幸いである。